

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいませんか

～一人で抱え込まず、相談を～

DVは重大な人権侵害です。男女どちらも被害者になる可能性があります。多くの場合、女性が被害者です。

背景には、「妻は夫に従うもの」という社会的通念や男女の経済格差など、個人の問題として片付けられない社会的な問題が関係しています。

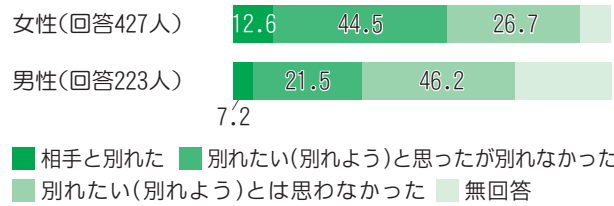
11月12日～25日は『女性に対する暴力をなくす運動期間』です。この機会にDVについて考えてみませんか。

【問い合わせ】本館地域づくり課
 (☎24-2111内線420 ✉kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp)

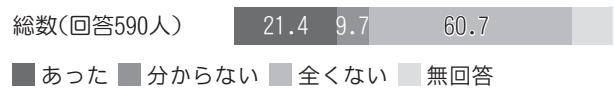


女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」を着けたフラワーロールちゃん

配偶者から被害を受けたときの行動(単位%)

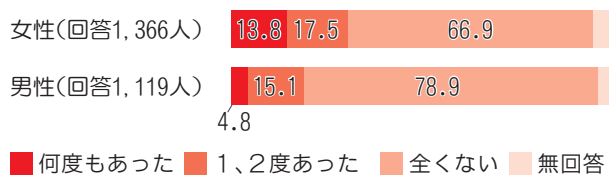


子どもの被害経験(単位%)

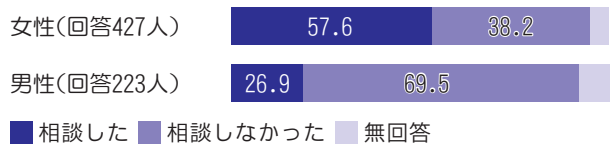


●出典「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年3月、内閣府男女共同参画局)

配偶者からのDV被害経験(単位%)



配偶者から被害を受けたことの相談の有無(単位%)



■ DV被害の現状
 平成29年度に内閣府が実施した調査によると「配偶者から一度でもDVを受けたことがある」と答えた割合は女性が31.3%、男性は19.9%となっています。このうち女性の38.2%、男性の69.5%は「どこにも相談しなかった」と回答しています。また、DVを受けた女性の57.1%は「別れたい(別れよう)」と思っていますが、実際に別れたのは12.6%となっています。さらに、DVが発生した家庭のうち21.4%は、子どもにも被害があったことが分かっています。配偶者や交際相手からDVを受けながらも「相談するほどのことではない」「自分さえ我慢すれば」などと考えて相談しないケースが多く、表面化していないDVが存在するものと考えられます。

■ 知っていますか? デートDV
 DVは大人だけではなく、交際の若い人たちの間でも起きています。交際相手から振るわれる暴力を「デートDV」といいます。デートDVによる被害も、身体的暴力のほか、相手を思い通りに支配したり束縛したりしようとす

■ ドメスティック・バイオレンス(DV)とは?
 配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から受ける暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、精神的暴力、社会的暴力など、さまざまな形態があります(表1参照)。DVの多くは、複数の暴力が重なって起こり、何度も繰り返されるという特徴があります。

■ DV加害者の特徴
 DV加害者は、相手を思い通りにすることが当たり前だと考えていて、DVはそのための手段として用いられます。DVには、次のようなサイクルがあります。

- 緊張期(張り詰めた時期) : DV加害者の緊張が高まり、いつ爆発するか分からない状態
- 爆発期(暴力が起る時期) : 感情的な緊張が限界に達して怒りが爆発し、暴力を振るう
- ハネムーン期(優しくなる時期) : 暴力を振るったことをわび、もう暴力を振るわないと誓ったり、プレゼントで埋め合わせたり

る態度や行為を含みます。デートDV被害者は、「心配を掛けたくない」「怒られる」といった理由から親には相談しにくいといわれています。

■ 災害時に顕在化するDV
 近年、大規模な災害が各地で発生する中、懸念されるのが災害時に起こるDVです。災害時には、避難先での不自由な生活環境の中、不安やストレスを抱え、DVが顕在化しやすい傾向があります。

■ 市の取り組みは?
 市婦人相談窓口(地域福祉課内)を設置しているほか、市内学校向け「デートDV予防講座」の開催支援や「DV防止について考えるセミナー」などを行っています。本年度の同セミナーは、東日本大震災後、被災地の女性支援活動に携わってきた一般社団法人GEN・J代表理事の田端八重子さんを講師にお迎えして開催します。

DVは、どんな理由であろうと許されるものではありません。「DVを許さない」という姿勢を社会全体で示していきましょう。

りしようとする

■ あなたは悪くありません 一人で悩まず相談しましょう
 DV被害を受けていても「暴力を受けるのは自分が悪い」と考え、我慢していませんか。どんな暴力であっても、暴力は振るう方が悪いのです。あなたが悪いのではありません。家庭内のDVを外部に相談するのはとても勇気がいることです。しかし、暴力を受け続けると、自身や子どもが取り返しのつかない心身の傷を負うことになるかもしれません。自分や子どもの将来のために、一人で悩まず、まずは相談してください。

■ 相談・専門機関ではどんな支援をしてくれる?
 相談機関(表2参照)では、研修を受けた相談員が悩み事をよく聴いた上で、一緒に問題点を整理。必要に応じて専門機関につながるなど、解決に向けた支援をします。相談は無料で秘密は守られます。専門機関では、DV加害者から逃れるための一時保護や自立支援などを行っています。

DV防止について考えるセミナー

- 日時 11月30日(金)、午後1時30分～3時
- 会場 まなび学園
- 内容 講演「災害とDV(ドメスティック・バイオレンス)～東日本大震災から学ぶ～」(講師は一般社団法人GEN・J代表理事の田端八重子さん)
- 定員 40人(先着順)
- 受講料 無料

- 申し込み方法 電話、はがき、ファクス、メールのいずれかで下記へ
 ※はがき、ファクス、メールの場合は、参加者の①氏名②電話番号③無料託児希望の有無(1歳～未就学児)を明記
- 問い合わせ・申し込み 本館地域づくり課(〒025-8601花城町9-30 ☎24-2111内線420 ☎22-6995 ✉kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp)

■DVに関する相談機関(表2)

相談機関	電話番号
DV相談ナビ(内閣府) ※発信場所から最寄りの相談機関の窓口 に自動転送されます	☎0570-0-55210
市役所婦人相談窓口 (新館地域福祉課) ※「児童家庭係につないでください」とお 伝えください	☎24-2111
配偶者暴力相談支援センター (県南広域振興局花巻保健福祉環境セン ター)	☎22-4921
岩手県男女共同参画センター	☎019-606-1762

■DVに含まれる行為(表1)

種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、ののしりばかにする、脅迫する、無視する、身内をけなすなど
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要、無理にポルノ画像を見せるなど
経済的暴力	生活費を渡さない・使わせない、借金を強要する、働きに出ることを禁止するなど
社会的暴力	自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話の履歴・メールを細かくチェックするなど

男女共同参画 We(ウィー)「We」は日本語で「私たち」。男女共同参画を「私たちみんなで考え、みんなで進めたい」という願いが込められています